② 一つの農場における殺処分頭羽数の低減を図る場合は、当該農場における衛生管理区域及び人・車両・物等の動線の見直しによる農場の分割管理を検討し、その具体的内容について都道府県と相談の上、農場の分割管理に取り組む。また、家畜保健衛生所から分割管理の運用開始時の確認及び運用開始後は毎年複数回の確認を受ける。

Ⅲ　飼養衛生管理の状況の確認及び指導等の実施方法

⑴　（略）

⑵　都道府県知事は、法第12条の４に基づく定期の報告、法第51条に基づく立入検査等によって、家畜の所有者の不遵守を確認した場合において、法第12条の５及び第12条の６の規定による指導及び助言並びに勧告等を行うときは、飼養衛生管理基準の遵守指導の手引きや、国からの逐次の指導等を踏まえ、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第21条の８から第21条の10まで及び以下の①から④までの規定に従って実施する。なお、指導及び助言並びに勧告等の実施に際しては、地域内への疾病の侵入要因を作り得るような管理状況の農場を重点的に指導するなど、優先順位を付けた指導を行うことができる。

①　都道府県は、法第12条の４に基づく定期の報告、法第51条に基づく立入検査等によって、法第12条の５に基づく指導及び助言を行う際の具体的な判断基準をあらかじめ定めることとし、衛生管理が行われることを確保するため必要があるときは、同条に基づき、飼養衛生管理基準に定めるところにより家畜の飼養に係る衛生管理を行うよう、当該家畜の所有者に対して指導及び助言を行うこと。

なお、法第12条の５に基づく指導及び助言を行う際の具体的な判断基準としては、例えば、指導及び助言を行う場合については、２年連続して同一の項目が遵守されておらず、指導を行った事項について改善が認められない場合、指導及び助言を行わない場合については、記録の失念等一時的な過失であり、常習性が認められないことが明らかな場合など、指導及び助言を行う場合及び行わない場合のいずれの基準も定めることが望ましい。

指導及び助言に当たっては、不遵守の内容及び不遵守事項ごとに具体的な改善方法を明示し、文書を交付して指導及び助言すること。

②～④　（略）

なお、法第34条の２に基づき、まん延防止措置として実施する緊急の勧告及び命令の際も同様に取り扱うこととするが、これらの勧告又は命令の実施後に、改善したことを確認する期間は、原則としてそれぞれ１週間及び３日間が経過した後とする。

⑶・⑷　（略）

第三章　飼養衛生管理に係る指導等の実施体制に関する事項

Ⅰ～Ⅲ　（略）

第四章　協議会等の活用その他の飼養衛生管理に係る指導等の実施に関する重要事項

Ⅰ　協議会等の活用と相互連携に関する方針

⑴・⑵　（略）

⑶　また、都道府県は、⑵のほか、当該都道府県における家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止の措置等を円滑かつ適切に実施するため、管内の市町村と連携し、都道府県協議会を設置するものとする。都道府県協議会においては、⑵のブロック協議会における取

Ⅲ　飼養衛生管理の状況の確認及び指導等の実施方法

⑴　（略）

⑵　都道府県知事は、法第12条の４に基づく定期の報告、法第51条に基づく立入検査等によって、家畜の所有者の不遵守を確認した場合において、法第12条の５及び第12条の６の規定による指導及び助言並びに勧告等を行うときは、飼養衛生管理基準の遵守指導の手引きや、国からの逐次の指導等を踏まえ、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第21条の８から第21条の10まで及び以下の①から④までの規定に従って実施する。

①　都道府県は、法第12条の４に基づく定期の報告、法第51条に基づく立入検査等によって、家畜の所有者の不遵守を確認し、改善を促してもなお当該家畜の所有者が不遵守状況の改善を行わないなど、衛生管理が行われることを確保するため必要があるときは、法第12条の５に基づき、飼養衛生管理基準に定めるところにより家畜の飼養に係る衛生管理を行うよう、当該家畜の所有者に対して指導及び助言を行うこと。

指導及び助言に当たっては、不遵守の内容及び不遵守事項ごとに具体的な改善方法を明示し、文書を交付して指導及び助言すること。

②～④　（略）

なお、法第34条の２に基づき、まん延防止措置として実施する緊急の勧告及び命令の際も同様に取り扱うこととするが、これらの勧告又は命令の実施後に、改善したことを確認する期間は、原則としてそれぞれ１週間及び３日間が経過した後とする。

⑶・⑷　（略）

第三章　飼養衛生管理に係る指導等の実施体制に関する事項

Ⅰ～Ⅲ　（略）

第四章　協議会等の活用その他の飼養衛生管理に係る指導等の実施に関する重要事項

Ⅰ　協議会等の活用と相互連携に関する方針

⑴・⑵　（略）

⑶　また、都道府県は、⑵のほか、当該都道府県における家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止の措置等を円滑かつ適切に実施するため、管内の市町村と連携し、都道府県協議会を設置するものとする。都道府県協議会においては、⑵のブロック協議会における取